

告 示

埼玉県告示第四百八号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十八条の二第一項の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 区域の存する河川

綾瀬川

二 区域の表示

イ 区域の長さと幅

さいたま市緑区美園二丁目四番地先と同市緑区美園二丁目十八番地先の連絡
函渠の中心線から左右岸二・八五メートルまでの間で当該函渠が存する区域

ロ 区域の高さ

さいたま市緑区美園二丁目四番地先の標高五・五一メートルと同市緑区美
園二丁目十八番地先の標高五・五一メートルを連絡函渠に沿って結んだ線か
ら四・二三メートルから九・〇三メートルの深さまでの間で当該函渠が存する

区域